四万十市社会福祉法人連絡会規約

(目的)

第1条 四万十市内の社会福祉法人が、分野や属性を問わず相互に連携し協力しながら、地域が必要とする新たな福祉サービスの開発及び支援等の「地域における公益的な取り組み」を行い、制度のはざまにある問題や新たな課題などに対して、必要な事業を展開していくことを目的する。

(名称)

第2条 この会は、四万十市社会福祉法人連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(会員等)

- 第3条 連絡会の会員は、第1条の目的に賛同する四万十市内に事業所を置く、社会福祉法 人とする。
- 2 会費は、年額5,000円とする。

(事業費)

- 第4条 連絡会の事業費は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 会費
 - (2) 助成金、寄付金等
- 2 事業内容により、前第1項で事業費が不足する場合は、事業経費を全会員で按分する。
- 3 連絡会の運営に要する経費は、事業費をもってあてる。

(事業等)

- 第5条 連絡会は、第1条の目的を達成するため次の事業等を行う。
 - (1) 会員の連携による地域における公益的な取り組み
 - (2) 新たな制度外サービスの開発等に必要な調査
 - (3) 会員間のネットワーク構築
 - (4) 福祉人材確保・定着に向けた取組み
 - (5) その他、連絡会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

- 第6条 連絡会には、役員として、会長1名、副会長1名、監事1名を置く。
- 2 会長、副会長、監事は連絡会での互選し、役員の任期は2年以内とする。

(連絡会議)

- 第7条 連絡会は、事業等行うため連絡会議を開催し、会長がこれを招集する。
- 2 連絡会議の進行は、会長が行い次の事項を協議する。
- (1) 第5条の事業等に関すること
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (5) その他、連絡会の運営に必要な重要事項に関すること
- 4 連絡会議は、この規約に定めのあるもののほか、会員総数の2分の1以上の出席により を開催し、出席会員の過半数をもって決する。
- 5 連絡会議は、必要に応じて関係機関・団体を招へいすることができる。

(会計)

第8条 連絡会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、社会福祉法人四万十市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、連絡会で定める。

附則

- 1.この規約は、令和4年7月21日から施行する。
- 2. 設立当初の役員の任期は、令和6年3月31日までとする。